

# 平成31年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

受給者	個人番号(または基礎年金番号)	年金コード
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

提出年月日  年  月  日

\*基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

単身者の方も含め、全ての方はこの申告書を提出する必要があります。

## A 受給者

氏名	フリガナ	印	1 本人障害 (該当なしの場合は記入不要)	1. 普通障害	2. 特別障害	
	<input type="text"/>		2 寡婦・寡夫 (該当なしの場合は記入不要)	1. 寡婦	2. 特別寡婦	3. 寡夫
住所	<input type="text"/>			(女性)	(女性)	(男性)
電話番号	<input type="text"/>		3 本人所得 (該当なしの場合は記入不要)	年間所得の見積額が900万円を超える場合は右の欄に をしてください。		
生年月日	<input type="text"/>				<input type="text"/>	

## B 控除対象となる配偶者

4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者		5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要	7 同居・別居の区分
	氏名	フリガナ			
続柄	1. 夫 2. 妻		配偶者の収入が年金のみで、下記1, 2のどちらかに該当する方は右の欄に をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方  上記以外の方は、「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入)	1. 普通障害	1. 同居
生年月日	1明 3大 5昭 7平	年 月 日		万円	2. 特別障害
個人番号(マイナンバー)	<input type="text"/>		機構使用欄	8 配偶者老人区分 2. 老人 配偶者の見積額が38万円以下かつ、70歳以上の場合に該当	

## C 扶養親族 (3人目以降は裏面を確認、ご記入ください)

9	控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)		続柄	10 生年月日 種別	11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居・別居の区分	13 年間所得の見積額
	氏名	フリガナ					
個人番号(マイナンバー)	<input type="text"/>		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超
個人番号(マイナンバー)	<input type="text"/>		3. 子 4. 孫 5. 父母・祖父母 6. 兄弟姉妹 7. その他 8. 甥姪等 9. 三親等以内の親族	1明 3大 5昭 7平 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	38万円以下 38万円超

## C 扶養親族（続き）

9	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）	続柄	11 障害 該当なしの場合は記入不要		12 同居・別居の区分	13 年間所得の見積額
			10 生年月日 種別	種別		
氏名 フリガナ 氏 名		3.子 4.孫 5.父母・祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内の親族	1明 3大	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居	38万円以下 38万円超
			5昭 7平			
個人番号 (マイナンバー)			1.特定 2.老人			
氏名		3.子 4.孫 5.父母・祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内の親族	1明 3大	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居	38万円以下 38万円超
			5昭 7平			
個人番号 (マイナンバー)			1.特定 2.老人			
氏名		3.子 4.孫 5.父母・祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内の親族	1明 3大	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居	38万円以下 38万円超
			5昭 7平			
個人番号 (マイナンバー)			1.特定 2.老人			
氏名		3.子 4.孫 5.父母・祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内の親族	1明 3大	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居	38万円以下 38万円超
			5昭 7平			
個人番号 (マイナンバー)			1.特定 2.老人			
氏名		3.子 4.孫 5.父母・祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内の親族	1明 3大	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居	38万円以下 38万円超
			5昭 7平			
個人番号 (マイナンバー)			1.特定 2.老人			
氏名		3.子 4.孫 5.父母・祖父母 6.兄弟姉妹 7.その他 8.甥姪等 9.三親等以内の親族	1明 3大	1.普通障害 2.特別障害	1.同居 2.別居	38万円以下 38万円超
			5昭 7平			
個人番号 (マイナンバー)			1.特定 2.老人			

## D 摘要欄

14 摘要	
----------	--

個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の添付は必要ありません。

個人番号（マイナンバー）の記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。

個人番号（マイナンバー）を記入することで、翌年以降は記入が不要になります。

（年金の支払者） 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長 法人番号 6000012070001

扶養親族（16歳未満）の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。